

犯罪、事故及び災害を未然に防止し、
安全安心で心豊かにくらすまちづくりの
基本となる施策を推進します

箕輪町 安全安心なまちづくり推進計画(案)

策定:令和8年12月 5年計画
目標年度:令和12年度

目次

はじめに

箕輪町安全安心なまちづくり推進計画

- はじめに 箕輪町安全安心なまちづくり条例……5
- 基本理念と言葉の意味……6
- それぞれの責務、役割……7
- 計画の概要及び評価……9

～～以降、分野別の指標と取組～～

01

防犯

- 刑法犯認知件数割合……12
- 詐欺認知件数割合……13
- 窃盗犯認知件数割合……14

02

交通の安全

- 交通事故件数割合……15
- 交通事故負傷者数割合……16
- 65歳以上高齢者交通事故救急搬送人数割合……17

03

防災

- 町総合防災訓練参加者割合……18
- 町の防災備蓄率……19
- 町防災士連絡会登録者割合……20

目次

04

こどもの安全

- 保育園内負傷者数割合……21
- 小学校内負傷者数割合……22
- 中学校内負傷者数割合……23

05

高齢者の安全

- 65歳以上ヒートショック疑いによる救急出動件数割合……24
- 65歳以上転倒救急搬送者数割合……25
- 65歳以上熱中症救急搬送者数割合……26

06

総合指標－住民満足度調査

- 住民満足度調査中「安全・安全の推進」における満足度……27

参考

- 箕輪町安全安心なまちづくり推進協議会構成名簿……29
- 箕輪町安全安心なまちづくり条例……30
- 箕輪町安全安心なまちづくり条例施行規則……36

はじめに

はじめに 箕輪町安全安心なまちづくり条例

条例・計画の前身としての「安全安心なまちづくり」の取組は、スウェーデンで始まった国際認証制度「セーフコミュニティ」の手法を取り入れたことから始まりました。平成22年(2010年)に同取組をスタートし、平成24年(2012年)に国際認証を取得、平成29年(2017年)には再取得を果たしました。これらの活動を通じて「予防」「データ重視」「協働」といった知見が十分に蓄積されたと判断し、令和6年(2024年)3月をもって国際認証の取得については一区切りをつけることといたしました。

犯罪、事故、災害等を未然に防止するなど、セーフコミュニティ活動で培った「安全安心なまちづくり」を効果的かつ持続的に展開していくための条例等を制定しました。

町民等が「安全安心で心豊かに暮らすことができるまちづくり」について、基本理念や町の責務、町民・事業者・区・常会の役割を明らかにし、それぞれが連携・協力して推進することにより、真に安全安心が実感できる地域社会の実現のため、

『箕輪町安全安心なまちづくり条例』を制定し、令和7年4月に施行しました。

この条例では、安全安心なまちづくりに関する施策の基本となる条項を規定しており、大きく5つの施策・分野で成り立っています。

① 防犯、② 交通の安全、③ 防災、④ こどもの安全、⑤ 高齢者の安全

これらに「多文化共生」の視点を取り入れ、配慮に努めるよう規定されています。

基本理念と言葉の意味

条例では、『基本理念』として、次のように定めています。

（基本理念）

第3条 安全安心で心豊かに暮らせるまちづくりは、町民の自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守るという意識を高めるとともに、社会の規範を遵守する意識を醸成することにより、町民が互いに思いやり、支え合う良好な地域社会を形成することが不可欠であるとの認識の下に行わなければならない。

2 安全安心で心豊かに暮らせるまちづくりは、町、町民、自治会等及び事業者(以下「町等」という。)が、互いに連携し、及び協力して行わなければならない。

言葉の意味(定義)

『町 民』とは、町内に居住し、通勤し、又は通う者をいいます。

『自治会等』とは、区及び組その他地域的な活動を行う団体をいいます。

『事 業 者』とは、町内で事業活動を行う法人、団体及び個人をいいます。

それぞれの責務、役割

町の責務

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める安全安心で心豊かに暮らせるまちづくりに関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、町民、自治会等及び事業者と協働して、安全安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進しなければならない。

2 町は、安全安心なまちづくりに関する施策を実施するに当たっては、県及び警察等との連絡調整を緊密に行わなければならない。

3 町は、安全安心なまちづくりに対する町民、自治会等及び事業者の関心及び理解を高めるため、必要な広報活動及び啓発活動を行わなければならない。

4 町は、安全の確保上特に配慮を要すること、高齢者、障がい者及び外国人が犯罪、事故及び災害の被害に遭うことのないよう配慮した安全安心なまちづくりを推進しなければならない。

5 町は、安全安心なまちづくりに関する施策を実施する場合には、データを収集し、及び分析し、その結果に基づき施策に優先順位を付し、効果的かつ効率的な施策を実施しなければならない。

6 町は、安全安心なまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

それぞれの責務、役割

町民、自治会等及び事業者の役割

（町民の役割）

第5条 町民は、基本理念にのっとり、安全安心なまちづくりを推進するための活動を自主的に行い、人々が互いに助け合い、支え合う良好な地域社会の形成に努めるものとする。

2 町民は、町が実施する安全安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（自治会等の役割）

第6条 自治会等は、基本理念にのっとり、地域の安全安心力を高めるための核となるべき存在であることを認識し、町、町民及び事業者と連携して、安全安心なまちづくりに関する自主的な活動を推進するよう努めるものとする。

2 自治会等は、町が実施する安全安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、町、町民及び自治会等と連携し、安全安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、自らが所有し、又は管理する施設を適正に管理するとともに、その事業活動を行うに当たっては、安全安心なまちづくりのため、自主的に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、町が実施する安全安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

計画の概要及び評価

- 条例第9条に基づき、安全安心な施策を推進するために、「箕輪町安全安心なまちづくり推進計画」を策定し、評価を行い、町ホームページで公表します。
- 条例第10条に基づき、「箕輪町安全安心なまちづくり推進協議会」を設置し、計画を策定又は見直すときは、本協議会に諮り、決定します。
- 計画期間は、5年を基本とします。
- 推進計画では、条例に基づく5つの施策・分野に対し、1施策ごと3つの指標を設けます。**指標は全部で15あり**、毎年データの収集・分析を行い、適切な評価ができるようにし、改善に努めます。また、**総合指標として、毎年実施される『箕輪町住民満足度調査』における「安全・安心の推進」の満足度で評価をします。**

根拠条例

箕輪町安全安心なまちづくり条例(令和7年箕輪町条例第2号)

(計画の策定及び評価)

第9条 町は、安全安心なまちづくりに関する施策を推進するために、箕輪町安全安心なまちづくり推進計画(以下「推進計画」という。)の策定及び評価を行い、公表するものとする。

2 町は、推進計画を策定し、又は見直すときは、合議制の機関に意見を聴くものとする。

(推進協議会の設置)

第10条 町等が一体となり協働して安全安心なまちづくりを推進するため、前条第2項に定める機関として、箕輪町安全安心なまちづくり推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

箕輪町安全安心なまちづくり条例施行規則(令和7年箕輪町規則第6号)

(計画期間)

第3条 条例第9条に規定する箕輪町安全安心なまちづくり推進計画(以下「推進計画」という。)の計画期間は、5年を基本とする。ただし、条例第10条に定める箕輪町安全安心なまちづくり推進協議会(以下「推進協議会」という。)に諮り承認を得た場合は、この限りでない。

(計画へのデータ活用)

第4条 条例第9条に規定する推進計画の策定、見直し及び評価に当たっては、データを正確に収集し、分析を行い、適切な評価に資するものとする。

(計画等の公表)

第5条 条例第9条第1項に規定する公表は、推進計画を策定し、見直し、及び評価した後、速やかに、箕輪町ホームページにて行うものとする。

条例に基づく5つの施策・分野に対し、指標を15に分け、進捗管理をします。

防犯

- 刑法犯認知件数割合
- 詐欺認知件数割合
- 窃盗犯認知件数割合

交通の安全

- 交通事故件数割合
- 交通事故負傷者数割合
- 65歳以上高齢者交通事故救急搬送人数割合

防災

- 町総合防災訓練参加者割合
- 町の防災備蓄率
- 町防災士連絡会登録者割合

こどもの安全

- 保育園内負傷者数割合
- 小学校内負傷者数割合
- 中学校内負傷者数割合

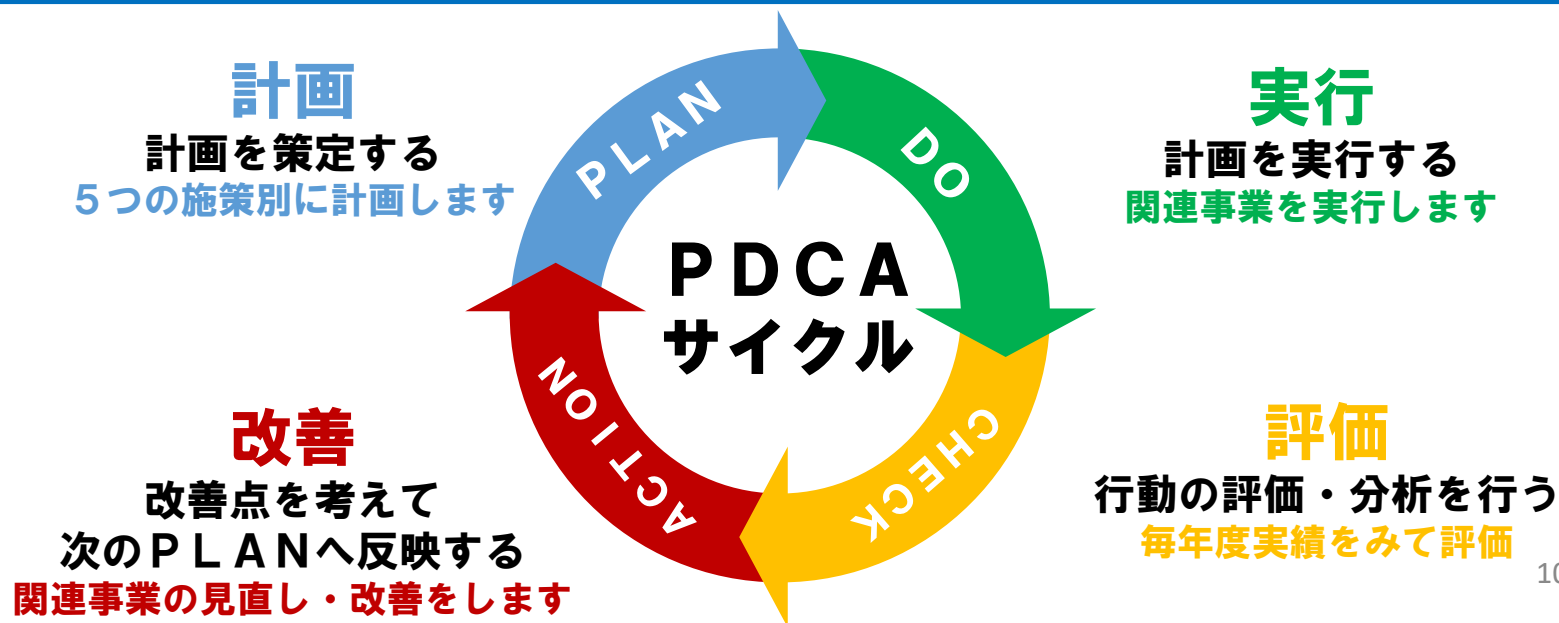
高齢者の安全

- 65歳以上ヒートショック疑いによる救急出動件数割合
- 65歳以上転倒救急搬送者数割合
- 65歳以上熱中症救急搬送者数割合

総合指標として

住民満足度調査における「安全・安心の推進」の満足度で評価

進捗管理のイメージ



分野別の指標と総合指標について

刑法犯認知件数割合〔人口比〕

箕輪町における刑法犯の人口割合・件数

【算出方法】 刑法犯認知件数(年) ÷ 人口(各年度4/1時点) = 割合

基準年

目標年

R7実績
(2025年)

R12目標
(2030年)

0.319%

0.223%

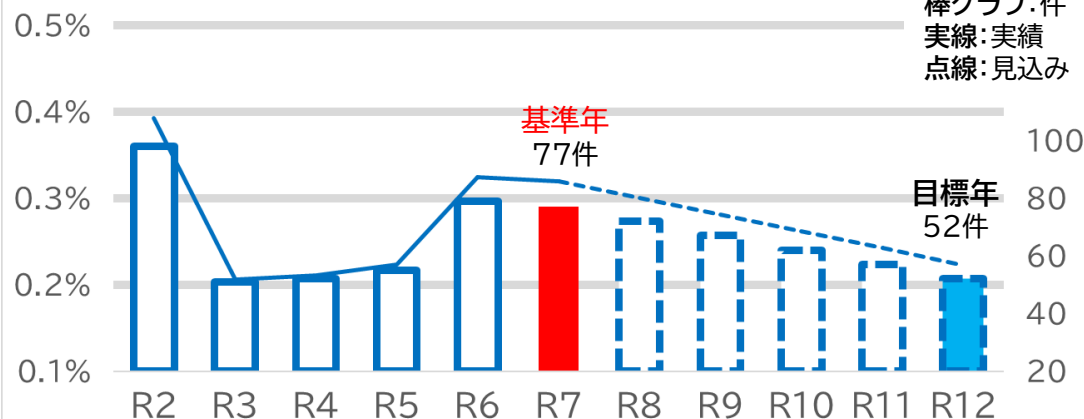
77件

52件

0.1% ↓

25件 ↓

刑法犯認知件数割合(人口比)



※実績値は「長野県警察本部統計資料」から引用

箕輪町の基本施策と町民等の役割

広報紙、ホームページ、 みのわメイトで注意喚起

警察等と連携し、広く町民へ防犯意識の向上を促す広報をより詳細に丁寧に実施



安全安心パトロール隊による 町内巡回

安全安心パトロール隊2人が町内全域巡回により不審者警戒等を実施



駅、公共的施設、小売店等での注意喚起啓発

公共的施設における注意喚起ビラやポスター掲示に加え、小売店や金融機関、医療機関などに注意喚起への協力を依頼し、啓発を強化

町民等の役割
例えば、こんなこと！

- 町 民: 広報紙などから情報収集。不審者に目を光らせる。
- 自治会等: ポスター掲載、掲示に協力する。不審者警戒を呼び掛ける。
- 事業者: ポスター掲載、掲示などに協力する。従業員に注意を促す。

特殊詐欺（電話でお金詐欺、SNS型詐欺詐欺）を含む

詐欺認知件数割合（人口比）

箕輪町における詐欺（特殊詐欺含）の人口割合・件数

【算出方法】詐欺（特殊詐欺含）被害（年）÷人口（各年度4/1時点）＝割合

基準年

目標年

R7実績
(2025年)R12目標
(2030年)

0.046%

0%

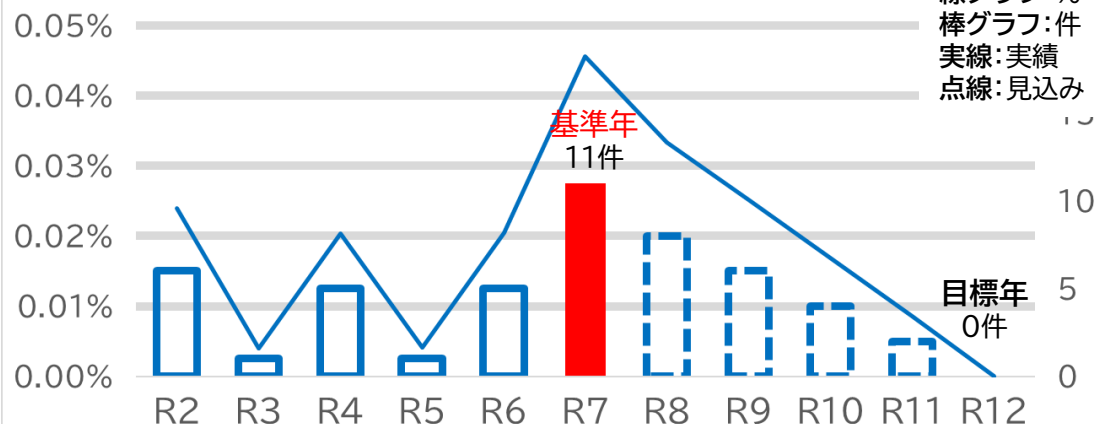
11件

0件

0.046%↘

11件↘

詐欺認知件数割合（人口比）



※実績値は「長野県警察本部統計資料」から引用

箕輪町の基本施策と町民等の役割

特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金事業

電話でお金詐欺の被害防止のため、概ね1日の大半が満60歳以上の方のみになる世帯に対して、迷惑電話防止機能が一定以上ある電話機の設置費用の補助を実施

年金支給日における金融機関での注意喚起PR

2ヶ月に1回の年金支給日に合わせ警察や金融機関と連携し、金融機関にて特殊詐欺防止のPR活動を実施



みのわメイトやSNSを通じた注意喚起

被害状況なども踏まえ、若い世代にも注意を促す。警察と連携し、素材を提供していただくなどしながら広報に努める。



町民等の役割

例えば、こんなこと！

- 町 民：広報紙等から情報収集。相談できる人を身近に。
- 自治会等：ポスター掲載、掲示などに協力をする。注意喚起をする。
- 事業者：ポスター掲載、掲示などに協力をする。従業員に注意を促す。

被害届の件数であって、補導・検挙数ではない

窃盗犯認知件数割合〔人口比〕

箕輪町における窃盗犯の人口割合・件数

【算出方法】窃盗犯認知件数(年)÷人口(各年度4/1時点)＝割合

基準年

目標年

R7実績
(2025年)R12目標
(2030年)

0.220%

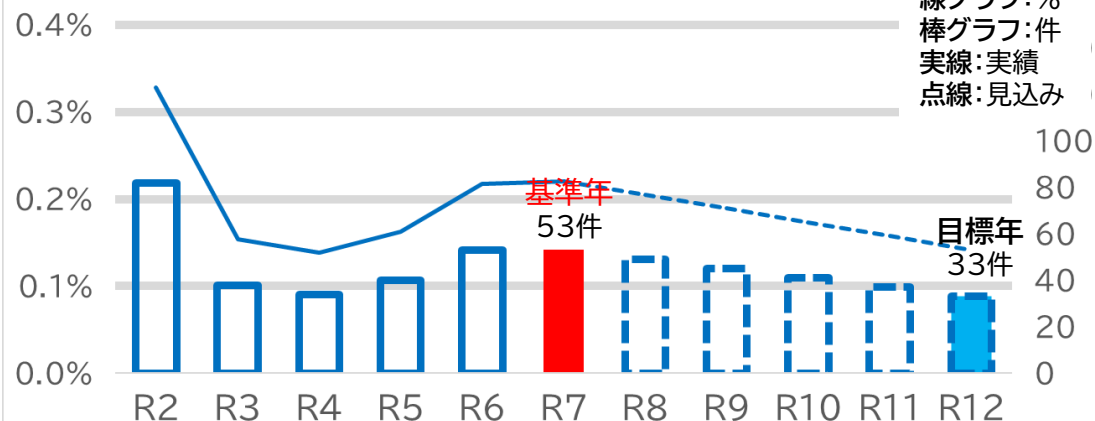
0.079%
0.141%

53件

20件 $\searrow$

33件

窃盗犯認知件数割合(人口比)



※実績値は「長野県警察本部統計資料」から引用

箕輪町の基本施策と町民等の役割

安全安心パトロール隊による町内巡回

安全安心パトロール隊2人が町内全域巡回により不審者警戒等を実施



防犯力の高い家づくり促進事業

鍵の複数化、防犯ガラスやフィルムの設置、人感センサー付きライトの設置、防犯カメラの設置、死角の解消などを提案し、各家庭の防犯力を向上させる。

町内公共駐輪場への防犯看板掲示

自転車盗防止のための施錠の促進や、不審者に注意するよう促す看板を設置し、注意を喚起する。



町民等の役割
例えば、こんなこと！

- 町 民：広報紙等から情報収集。防犯力の高い家づくりを心がける。
- 自治会等：ポスター掲載、掲示に協力する。不審者警戒を呼び掛ける。
- 事業者：ポスター掲載、掲示に協力をする。防犯力の高い建物にする。

人対車両・車両相互・車両単独のすべて

交通事故件数割合〔人口比〕

箕輪町における交通事故の人口割合・件数

【算出方法】交通事故件数(年)÷人口(各年度4/1時点)＝割合

基準年

目標年

R7実績
(2025年)R12目標
(2030年)

0.183%

0.059%↓

0.124%

44件

15件↓

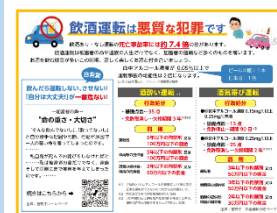
29件

多文化共生の視点👉
パトカー、救急車の
呼び方の周知

箕輪町の基本施策と町民等の役割

広報、HP、みのわメイト
での注意喚起

町安協や警察等と連携し、広く
町民等へ交通安全
意識の向上を促す
啓発を実施



交通安全施設の整備

道路反射鏡、路面標示、カラー舗
装、注意喚起看板の設置など、交
通事故防止に繋
がるハード面の
整備を実施

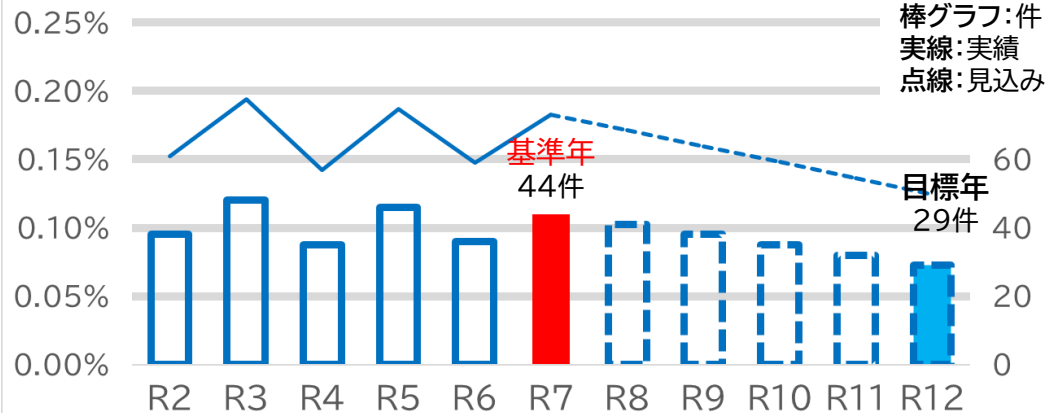
警察庁交通事故データ活用
によるハード・ソフト対策

警察と連携・協力し、情報提供
された交通事故地図化データを
活用し、ハード・ソフト両面の安
全対策を実施する。

町民等の役割
例えば、こんなこと！

- 町 民：運転や歩行時に注意を払う。早めの免許返納を検討する。
- 自治会等：地域の危険箇所を把握し、地域で情報共有や改善要望をする。
- 事 業 者：従業員に対し、交通事故防止に向けた注意喚起を行う。

交通事故件数割合(人口比)



※実績値は「長野県警察本部統計資料」から引用

交通事故負傷者数割合(人口比)

箕輪町における交通事故負傷者の人口割合・件数

【算出方法】 負傷者数÷人口(各年度4/1時点)＝割合

基準年

目標年

R7実績
(2025年)

R12目標
(2030年)

0.216%

0.058%↓

0.158%

52人

15人↓

37人

多文化共生の視点
パトカー、救急車の
呼び方の周知

箕輪町の基本施策と町民等の役割

交通安全人波作戦

交通安全に関係する機関や団体が連携し、全国交通安全運動期間に合わせ人波作戦による啓発を実施



主要道へのスピード抑制看板の設置

県や警察等と連携し、国道153号線バイパスをはじめとする国、県、町の主要道路に、スピード抑制を促す啓発看板等を設置

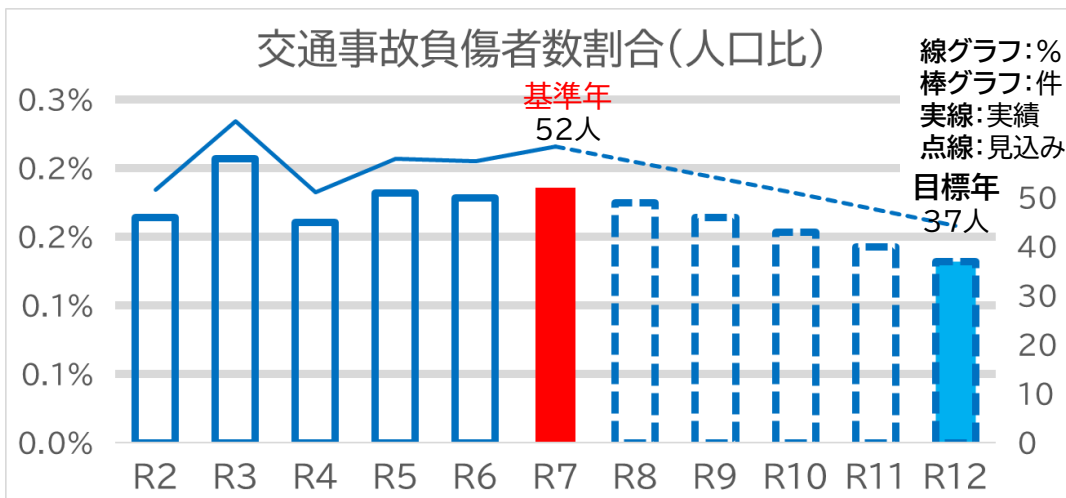
安全安心パトロール隊による町内巡回

安全安心パトロール隊が登下校の見守り等により交通事故防止のための巡回を実施



町民等の役割
例えば、こんなこと！

- 町 民: 運転や歩行時に注意を払う。夜間歩行時は蛍光タスキを着用
- 自治会等: 地域の危険箇所を把握し、地域で情報共有や改善要望をする。
- 事 業 者: 従業員に対し、スピード抑制などの安全運転を促す。



※実績値は「長野県警察本部統計資料」から引用

65歳以上高齢者交通事故救急搬送人数割合(高齢者人口比)

箕輪町における65歳以上救急搬送の人口割合・件数

【算出方法】救急搬送人数÷65歳以上人口(各年度4/1時点)＝割合

基準年

目標年

R7実績
(2025年度)R12目標
(2030年度)

0.337%

0.177%↘

0.160%

25人

13人↘

12人

多文化共生の視点💡

多言語による免許返納案内

箕輪町の基本施策と町民等の役割

高齢者運転免許証自主返納支援交付金事業

65歳以上の高齢者の運転免許返納に対し、1万円を交付することで自主返納を促し、高齢者の運転による交通事故の減少を図る。

75歳鶴亀講座での警察からの注意啓発

警察の協力をいただき、後期高齢者医療保険対象者説明会時(毎月1回)に、交通事故防止を目的に警察官による講話を実施

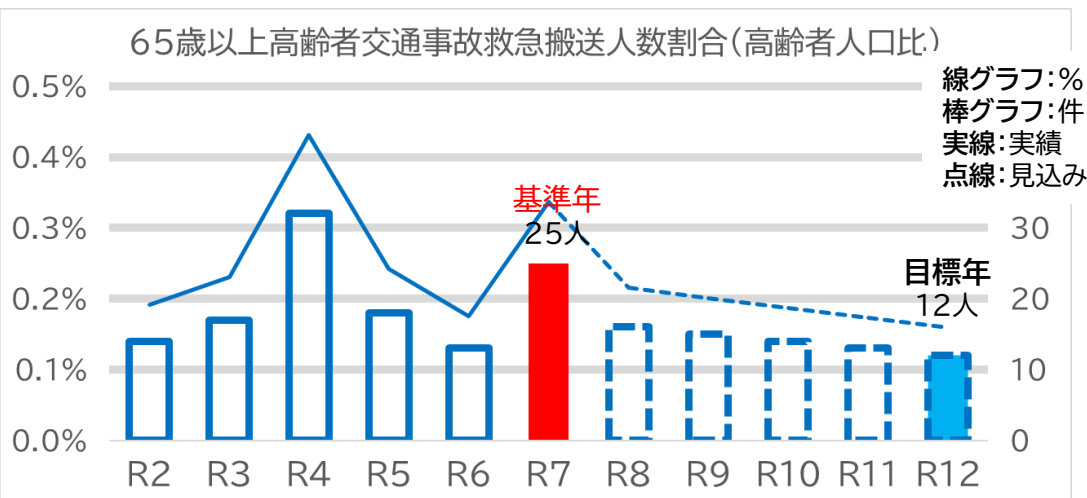
免許返納による交通不安の解消、交通弱者対策

地域交通網(みのちゃんバス、まちなかタクシー、伊那本線)を整備し、生活利便性を高め、交通弱者対策を持続推進する。

町民等の役割

例えば、こんなこと!

- 町 民: 早めの免許返納を検討する。夜間の歩行に特に気を付ける。
- 自治会等: 区・常会を通じた交通事故防止啓発に協力する。
- 事業者: 従業員の免許確認、運転技量への注意を払う。



※実績値は「箕輪消防署救急搬送データベース119」から引用



町総合防災訓練参加者割合(人口比)

箕輪町における町防災訓練(区開催含)の人口割合・件数
 【算出方法】参加者数÷人口(各年度4/1時点)＝割合

基準年

目標年

R7実績
 (2025年度)

R12目標
 (2030年度)

16.1%

19.3%

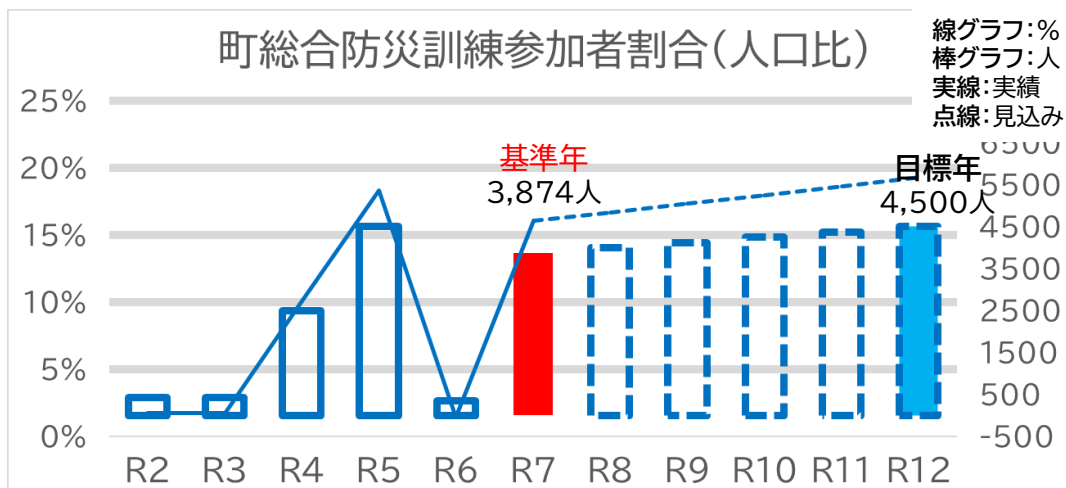
3,874人

4,500人

3.2%↑

626人↑

多文化共生の視点
 避難所での外国人受け入れ体制整備。避難先の情報発信



※実績値は「危機管理係把握数」

箕輪町の基本施策と町民等の役割

総合防災訓練の実施

防災イベントを通じた住民の防災意識向上の啓発を実施



各区夜間訓練の実施

各区で夜間の災害を想定した、防災訓練を実施していただき、更なる防災意識の向上を図る。



各区避難所開設訓練の実施

各区で避難所の開設訓練を実施していただき、災害時の避難所開設が迅速に行えるようにする。また、防災意識の向上を図る。

町民等の役割

例えば、こんなこと！

- 町民: 各区で実施する防災訓練に参加する。避難ルート等の確認。
- 自治会等: 防災訓練の実施により、地域での防災意識を高める。
- 事業者: 事業所単位での防災訓練を実施する。

町の備蓄率（県基準比：9品目中の3品目）

「食料」とは…主食（アルファ化米、レトルト食、長期保存パン）のこと

箕輪町の3品目（食料、乳幼児用ミルク、保存水）の備蓄率の平均値（各年度4/1時点）

基準年

目標年

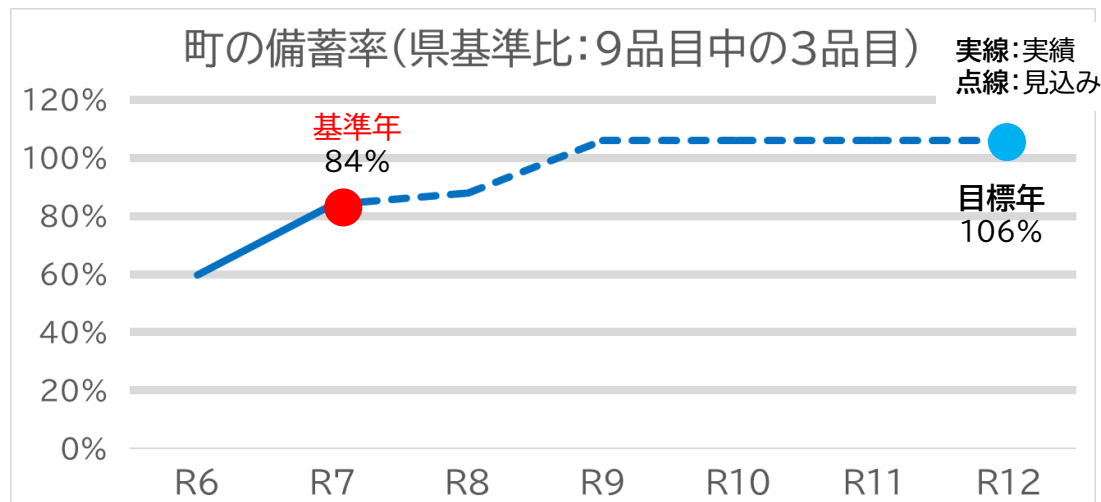
R7実績
(2025年度)

R12目標
(2030年度)

84%

22%↑

106%



※実績値は「危機管理係把握数」

多文化共生の視点💡

Facebookなどを使い、
備蓄品の必要性、準備
などについて周知

箕輪町の基本施策と町民等の役割

災害用備蓄品購入およびローリングストック

箕輪町で想定される最大避難者数に基づき備蓄品の購入を計画的に行い、必要量を充足した状態を維持する。期限の迫ったものについては社協等を通じて生活困窮者に配布するなど有効に活用する。



町民等の役割

例えば、こんなこと！

インターネット上での備蓄品管理システム

国の管理システムと連動した民間のシステムを使用し、備蓄状況を常時把握する。



小売店等における流通在庫を備蓄とみなす協定

備蓄品にも使用期限等があり、計画的な更新が必要なため、小売店等の一部在庫品を防災備蓄品とみなし、協定を締結して活用していく。

- 町民：自助により自らの家族分の備蓄を進める。
- 自治会等：共助として、区・常会単位でも備蓄に努める。
- 事業者：可能な範囲・品目で物資を備蓄するよう努める。

町防災士連絡会登録者割合(人口比)

箕輪町における防災士登録者の人口割合・件数

【算出方法】町防災士登録者÷人口(各年度4/1時点)＝割合

基準年

目標年

R7実績
(2025年度)R12目標
(2030年度)

0.245%

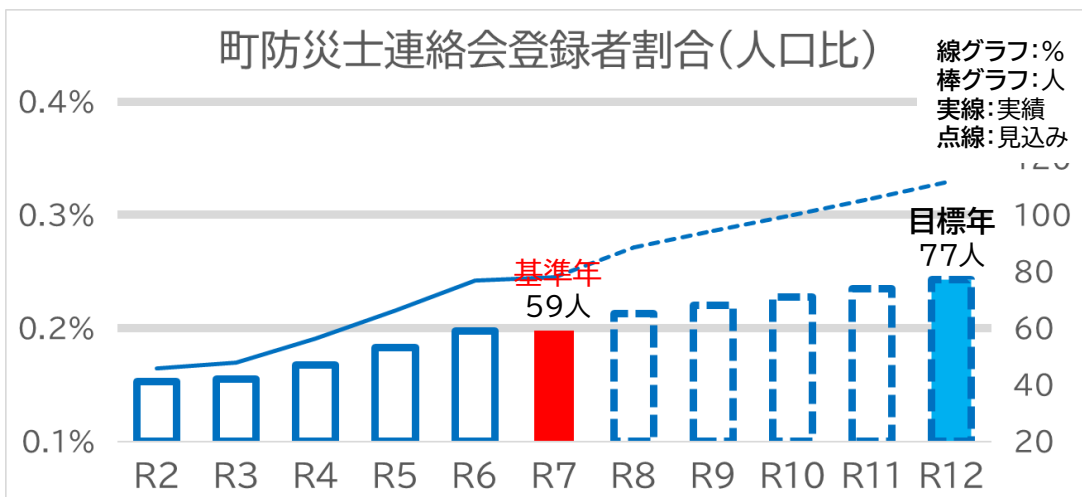
0.085%↑

0.330%

59人

18人↑

77人



※実績値は「危機管理係把握数」

箕輪町の基本施策と町民等の役割

箕輪町防災士養成事業
補助金

町と協力して防災減災に貢献する意思のある方を対象に、防災士の資格取得のための経費を助成する。

防災士と町・地域の協働
による防災力強化

防災や減災の知見の普及を図るとともに、会員相互の連携を強化し、地域防災に貢献する。



防災講座の実施

出前講座、町公民館学級または箕輪学などで防災について学ぶ機会を増やし、防災意識を高めて防災士に興味を持ってもらう。



町民等の役割

例えば、こんなこと！

- 町民: 防災意識を高める。防災士を目指す。
- 自治会等: 地域の防災士と連携した訓練実施の検討。意見交換の実施。
- 事業者: 町出前講座や防災士による講習の受講を検討する。

保育園内負傷者数割合(園児数比)

箕輪町における園内負傷者の人口割合・件数

【算出方法】園内負傷者÷総園児数(各年度4/1時点)＝割合

基準年

目標年

R7実績
(2025年度)

R12目標
(2030年度)

5.714%

3.468%↘

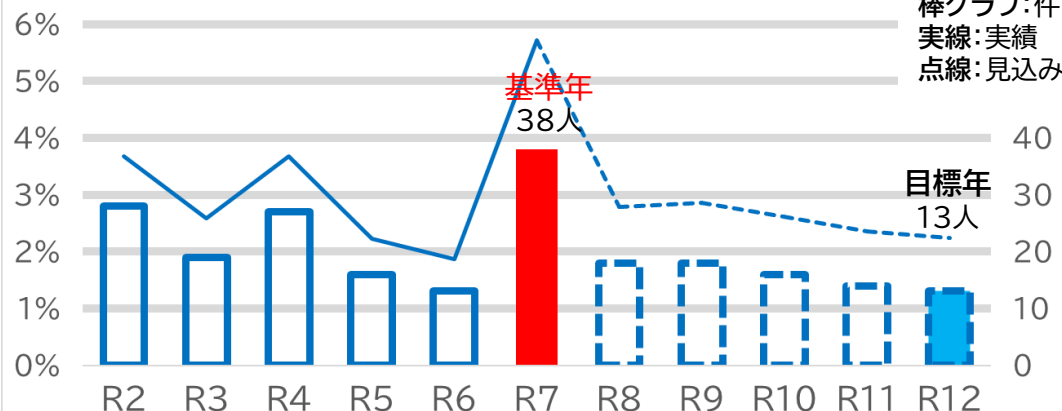
2.246%

38人

25人↘

13人

保育園内負傷者数割合(園児数比)



※実績値は「保育園係把握数」

箕輪町の基本施策と町民等の役割

KYTへの取組

園児へのKYT(危険予知トレーニング)の実施により、園児自ら危険を回避する力を養う。



運動あそびへの取組

運動あそびにより、体を支える力、体幹を鍛えることで「けが」をしにくい体づくりに取り組む。



「やまほいく」への取組

身近な自然、屋外での遊びや活動に積極的に取り組み、育ちの基本となる丈夫な心と体を育む。



町民等の役割

例えば、こんなこと！

- 町 民:「走らない」「押さない」などの基本ルールを伝える。
- 自治会等:園児の見守りや環境整備への協力を努める。
- 事業者:一

小学校内負傷者数割合(児童数比)

箕輪町における小学校内負傷者の人口割合・件数

【算出方法】 校内負傷者÷総児童数(各年度4/1時点)＝割合

基準年

目標年

R7実績
(2025年度)

R12目標
(2030年度)

3.063%

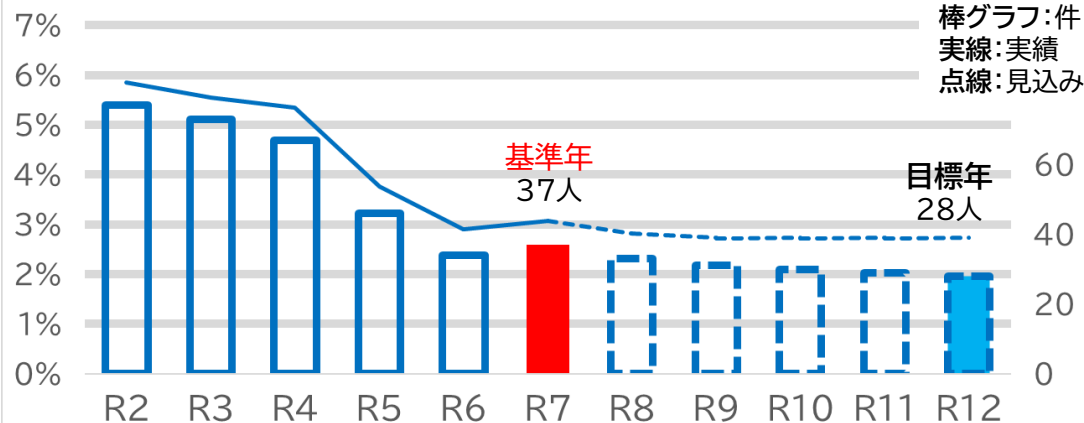
0.326%↘
2.737%

37人

9人↘

28人

小学校内負傷者数割合(児童比)



※実績値は「各小学校把握数」

箕輪町の基本施策と町民等の役割

学校管理下における小学校の負傷場所の分析

災害共済給付統計に基づく、支給請求者のけがの発生場所別に人数を集計することにより、校内危険箇所マップなどを作成し、けがの予防を図る。

児童による予防策の検討

こどもが主役の学校づくりの中のプロジェクト【子どもが創る学校】の中でこども主体で考えていく。



学校による安全指導、通学パトロール等による安全確保

学校による安全指導、通学パトロール等による安全確保を行う。



町民等の役割

例えば、こんなこと！

- 町民:各家庭で意識的にこどもがけがをしないよう注意を促す。
- 自治会等:—
- 事業者:—

中学校内負傷者数割合(生徒数比)

箕輪町における中学校内負傷者の人口割合・件数

【算出方法】 校内負傷者÷総生徒数(各年度4/1時点)＝割合

基準年

目標年

R7実績
(2025年度)

R12目標
(2030年度)

7.595%

2.501%↓

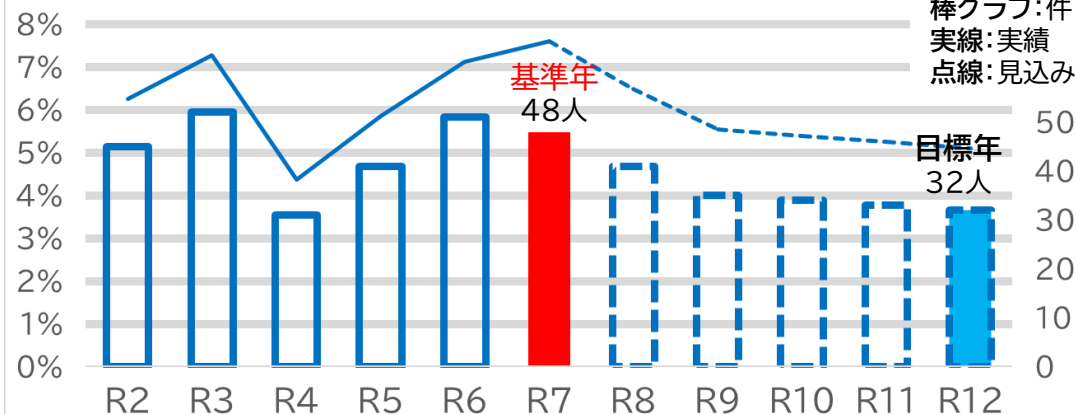
5.094%

48人

16件↓

32人

中学校内負傷者数割合(生徒数比)



※実績値は「中学校把握数」

箕輪町の基本施策と町民等の役割

学校管理下における中学校の負傷場所の分析

災害共済給付統計に基づく、支給請求者のけがの発生場所別に人数を集計することにより、校内危険箇所マップなどを作成し、けがの予防を図る。

生徒による予防策の検討

こどもが主役の学校づくりの中のプロジェクト【こどもが創る学校】の中でこども主体で考えていく。

学校による安全指導、通学時街頭指導等による安全確保

学校による安全指導、通学時街頭指導等による安全確保を行う。

町民等の役割

例えば、こんなこと！

- 町 民:各家庭で意識的にこどもがケガをしないよう注意を促す。
- 自治会等:－
- 事業者:－

65歳以上ヒートショック疑いによる救急出動件数割合(高齢者人口比)

箕輪町における65歳以上ヒートショック搬送の人口割合・件数
 【算出方法】 浴室・浴槽でのヒートショック疑いの65歳以上救急出動者数÷65歳以上人口(各年度4/1時点)＝割合

基準年

目標年

R7実績
(2025年度)R12目標
(2030年度)

0.081%

0.041%↘

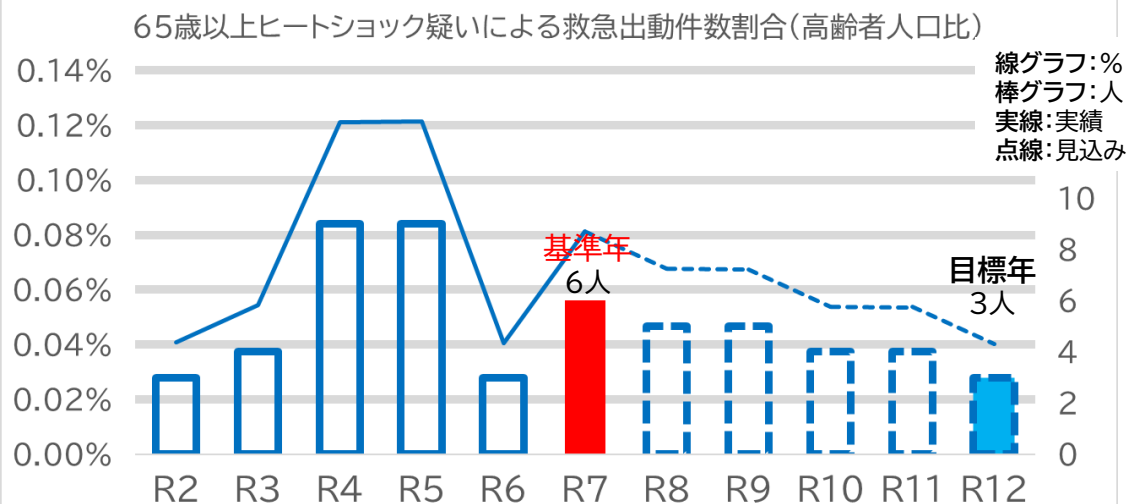
0.040%

6人

3人→

3人

多文化共生の視点👤

Facebookなどを使い、
ヒートショックの予
防について周知

※実績値は「箕輪消防署救急搬送データベース119」から引用

箕輪町の基本施策と町民等の役割

広報等で周知啓発

ヒートショックに関する、予防・対策について、年1回は町広報等を通じて周知啓発を行う。



出前講座・75才鶴亀講座・長寿クラブで予防策を周知啓発

冬季期間を中心に、ヒートショックに対する予防法・対策について周知啓発を行う。



要支援・要介護者及び家族へのケアマネージャーを通じた周知啓発

ケアマネージャーと連携し、要介護者やご家族に対し、ヒートショックへの予防法・対策について、周知啓発を行う。

町民等の役割
例えば、こんなこと!

- 町 民: ヒートショックを知り、自分事として捉える。
- 自治会等: 区・常会で話題として取り上げるなど、啓発活動を行う。
- 事 業 者: 啓発活動に協力する。

65歳以上転倒救急搬送者数割合(高齢者人口比)

箕輪町における65歳以上転倒搬送の人口割合・件数

【算出方法】 転倒による65歳以上救急出動者数÷65歳以上人口(各年度4/1時点)＝割合

基準年

目標年

R7実績
(2025年度)R12目標
(2030年度)

0.909%

0.212%↓

0.697%

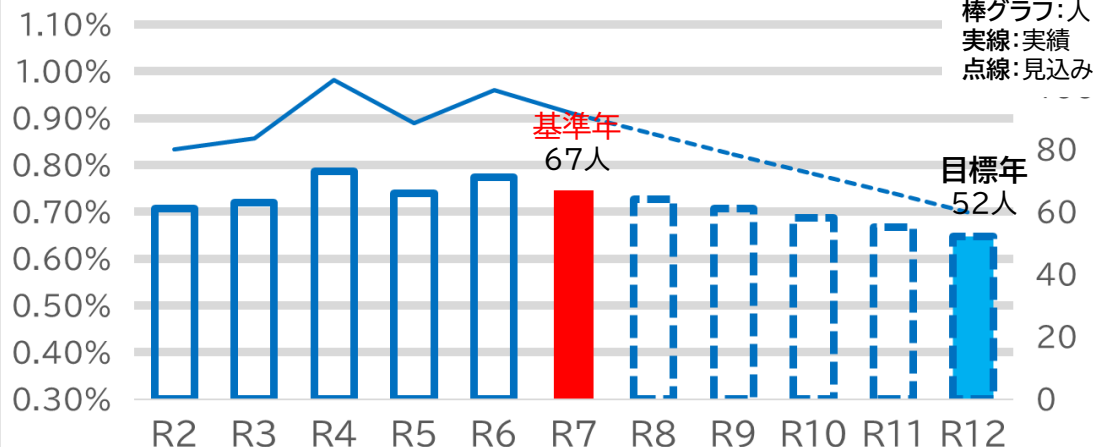
67人

15人↓

52人

多文化共生の視点
介護保険制度や予防
対策について周知

65歳以上転倒救急搬送者数割合(高齢者人口比)



※実績値は「箕輪消防署救急搬送データベース119」から引用

箕輪町の基本施策と町民等の役割

広報等で周知啓発

介護予防・フレイル予防対策について、町広報等で年1回は周知啓発を行う。



出前講座・75才鶴亀講座・長寿クラブで予防策を周知啓発

介護予防・フレイル予防対策について、出前講座等で周知啓発



バリアフリー環境の普及・促進に向けた周知啓発

ケアマネージャーや民生委員と連携し、「バリアフリー環境の整備」「転倒リスクと対処法」などについての周知啓発を行う。

町民等の役割

例えば、こんなこと！

- 町 民: 自分事として捉え、転倒予防を日頃から心掛ける。
- 自治会等: 敬老会行事などを活用し、注意喚起の啓発活動を行う。
- 事業者: 事業所のバリアフリー化を進める。

65歳以上熱中症救急搬送者数割合(高齢者人口比)

箕輪町における65歳以上熱中症搬送の人口割合・件数

【算出方法】熱中症の疑いの65歳以上救急出動者数÷65歳以上人口(各年度4/1時点)＝割合

基準年

目標年

R7実績
(2025年度)R12目標
(2030年度)

0.041%

0.041%↘

0%

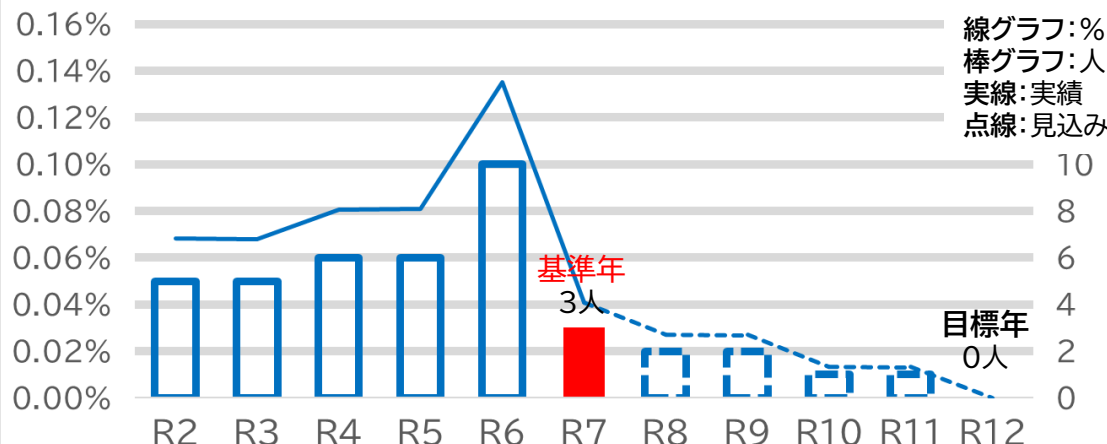
3人

3人→

0人

多文化共生の視点
救急車の呼び方の周知

65歳以上熱中症救急搬送者数割合(高齢者人口比)

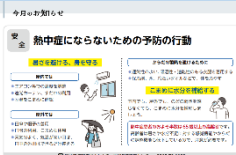


※実績値は「箕輪消防署救急搬送データベース119」から引用

箕輪町の基本施策と町民等の役割

広報、HP、みのわメイトでの注意喚起

熱中症警戒アラート発令時、みのわメイトで情報を送信し、注意喚起を行う。併せて、熱中症対策について広報を実施する。



出前講座・75才鶴亀講座・長寿クラブで予防策を周知啓発

夏季に熱中症について、予防・対策について周知啓発を行う。

熱中症になりにくい体づくり

普段から少し汗をかく程度の運動を行うよう啓発を実施する。

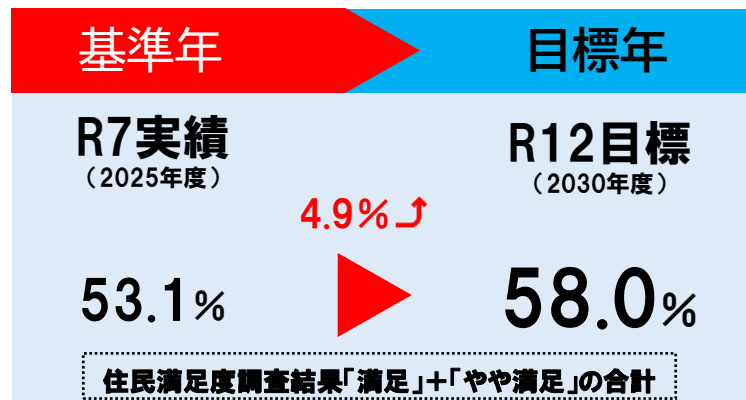
町民等の役割
例えば、こんなこと！

- 町民：水分補給や温度管理を行い、未然に防ぐことに努める。
- 自治会等：猛暑時の会議・行事を避け、室内温度の管理を適切に行う。
- 事業者：事業所内の温度管理を適切に行い、水分補給の促進を行う。

住民満足度調査中「安全・安心の推進」における満足度

15の指標に加え、総合指標として住民満足度調査における

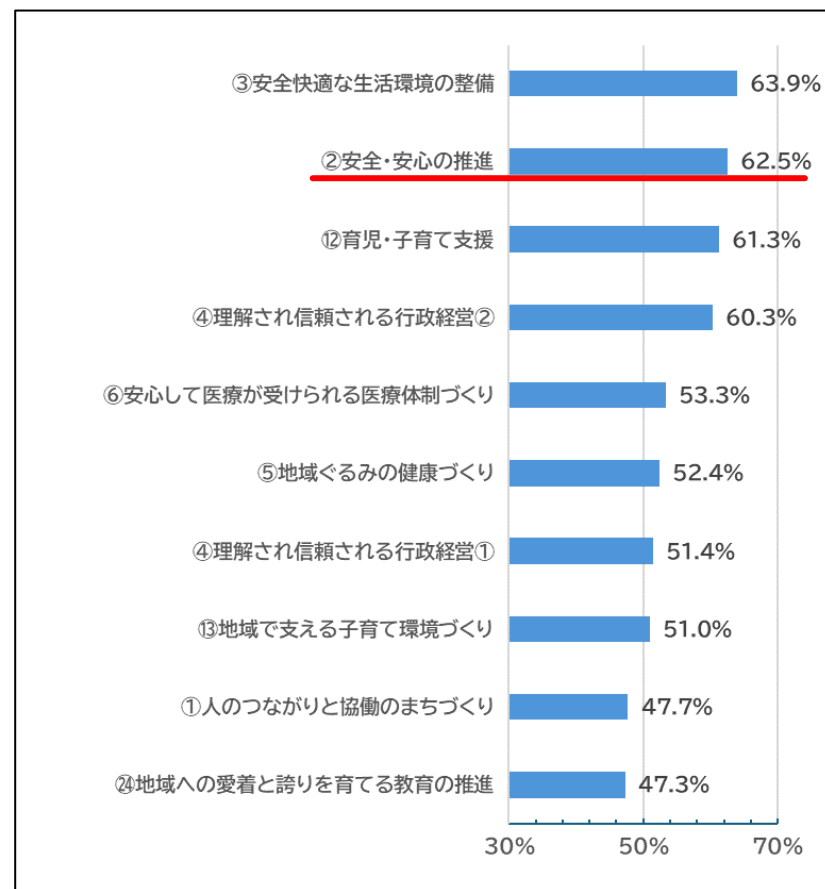
「安全・安心の推進」の満足度で評価をします。



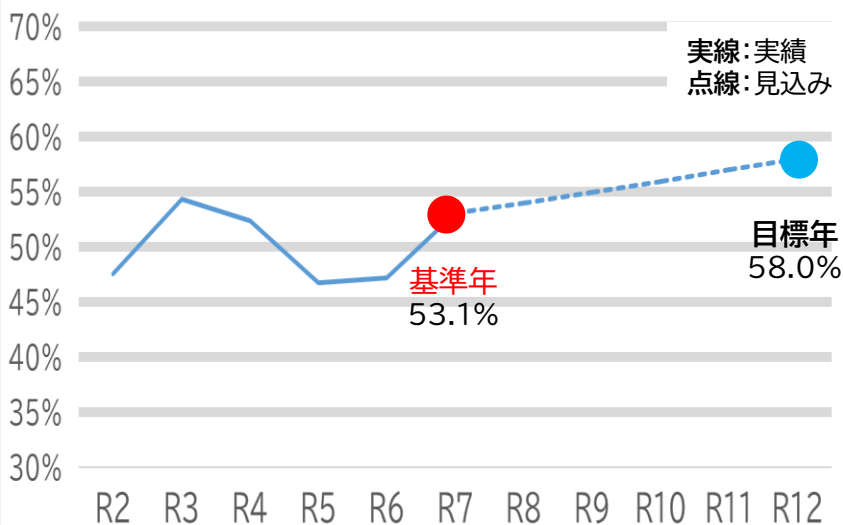
【令和7年度 住民満足度調査における満足度順位】

箕輪町第5次振興計画に基づく取組み1～26に対する満足度を上位から並べたグラフです。

(注)このグラフでは、不明・未回答・知らない分からないは除いて集計しています。



住民満足度調査中「安全・安心の推進」における満足度



※実績値は「各年度の箕輪町住民満足度調査結果」から抜粋

-参考- 協議会構成名簿、条例、規則

■箕輪町安全安心なまちづくり推進協議会 構成名簿

順不同

N O	所属機関・団体名	役職名
1	箕 輪 町	町 長
2	箕輪町議会	議 長
3	伊那警察署	署 長
4	区 長 会	会 長
5	箕輪町教育委員会	教育長
6	箕輪町交通安全協会	会 長
7	箕輪町商工会	会 長
8	上伊那広域連合消防本部 箕輪消防署	署 長
9	箕輪町消防団	団 長
1 0	箕輪町赤十字奉仕団	委員長
1 1	箕輪町防災士連絡会	会 長
1 2	箕輪町P T A連合会	会 長
1 3	箕輪町保育園保護者連合会	会 長
1 4	箕輪町医師会	会 長
1 5	箕輪町民生委員・児童委員協議会	会 長
1 6	箕輪町社会福祉協議会	会 長
1 7	箕輪町長寿クラブ連合会	会 長

令和7年箕輪町条例第2号

箕輪町安全安心なまちづくり条例

目次

- 1 総則（第1条—第11条）
- 2 防犯（第12条—第14条）
- 3 交通の安全（第15条—第19条）
- 4 防災（第20条—第23条）
- 5 こどもの安全（第24条—第27条）
- 6 高齢者の安全（第28条—第31条）
- 7 委任（第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪、事故及び災害を未然に防止し、安全安心で心豊かに暮らせるまちづくりに関する基本理念を定め、町の責務並びに町民、自治会等及び事業者の役割を明らかにするとともに、安全安心なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、すべての町民が安全で安心して生活できる箕輪町を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）町民 町内に居住し、通勤し、又は通う者をいう。
- （2）自治会等 区及び組その他地域的な活動を行う団体をいう。
- （3）事業者 町内で事業活動を行う法人、団体及び個人をいう。
- （4）こども 町民であって満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- （5）協働 複数の者が目的又は目標を共有し、協力して活動することをいう。
- （6）多文化共生 国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。
- （7）やさしい日本語 難しい言葉を言い換える等、相手に配慮したわかりやすい日本語のことをいう。
- （8）地域公共交通 町が実施し、又は他自治体と共同して実施する町内巡回バス、町内定額タクシー及び伊那地域定住自立圏巡回バスをいう。

（基本理念）

第3条 安全安心で心豊かに暮らせるまちづくりは、町民の自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守るという意識を高めるとともに、社会の規範を遵守する意識を醸成することにより、町民が互いに思いやり、支え合う良好な地域社会を形成することが不可欠であるとの認識の下に行わなければならない。

2 安全安心で心豊かに暮らせるまちづくりは、町、町民、自治会等及び事業者（以下「町等」という。）が、互いに連携し、及び協力して行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める安全安心で心豊かに暮らせるまちづくりに関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、町民、自治会等及び事業者と協働して、安全安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進しなければならない。

2 町は、安全安心なまちづくりに関する施策を実施するに当たっては、県及び警察等との連絡調整を緊密に行わなければならない。

3 町は、安全安心なまちづくりに対する町民、自治会等及び事業者の関心及び理解を高めるため、必要な広報活動及び啓発活動を行わなければならない。

4 町は、安全の確保上特に配慮を要するこども、高齢者、障がい者及び外国人が犯罪、事故及び災害の被害に遭うことのないよう配慮した安全安心なまちづくりを推進しなければならない。

5 町は、安全安心なまちづくりに関する施策を実施する場合には、データを収集し、及び分析し、その結果に基づき施策に優先順位を付し、効果的かつ効率的な施策を実施しなければならない。

6 町は、安全安心なまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、安全安心なまちづくりを推進するための活動を自主的に行い、人々が互いに助け合い、支え合う良好な地域社会の形成に努めるものとする。

2 町民は、町が実施する安全安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、基本理念にのっとり、地域の安全安心力を高めるための核となるべき存在であることを認識し、町、町民及び事業者と連携して、安全安心なまちづくりに関する自主的な活動を推進するよう努めるものとする。

2 自治会等は、町が実施する安全安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、町、町民及び自治会等と連携し、安全安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、自らが所有し、又は管理する施設を適正に管理するとともに、その事業活動を行うに当たっては、安全安心なまちづくりのため、自主的に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、町が実施する安全安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(多文化共生の視点等)

第8条 町等は、基本理念にのっとり、安全安心なまちづくりを推進しようとするときは、多文化共生の視点を取り入れ、配慮するよう努めるものとする。

2 町等が安全安心なまちづくりを推進しようとするときは、日本語への理解が十分でないことに起因する外国人特有の危険や危機が存在するとの認識の下、ふりがなをふる、やさしい日本語を使う、及び多言語化する等の方法により情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(計画の策定及び評価)

第9条 町は、安全安心なまちづくりに関する施策を推進するために、箕輪町安全安心なまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）の策定及び評価を行い、公表するものとする。

2 町は、推進計画を策定し、又は見直すときは、合議制の機関に意見を聴くものとする。

(推進協議会の設置)

第10条 町等が一体となり協働して安全安心なまちづくりを推進するため、前条第2項に定める機関として、箕輪町安全安心なまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(任務)

第11条 推進協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 推進計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 安全安心なまちづくりの推進及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例に定める安全安心なまちづくりに関すること。

第2章 防犯

(防犯意識の向上)

第12条 町民及び事業者は、犯罪の被害に遭わないために、自ら防犯の意識を高めるよう努めるものとする。

- 2 町は、防犯力の高い安全安心なまちづくりを推進するため、警察その他の関係機関等と連携して情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町は、防犯知識の向上を図るため、年代や地域等の実情に応じた防犯教育を関係者等と連携し、及び協力して行うものとする。

(防犯力の高いまちづくり)

第13条 町は、住宅を建築する町民及び事業者に対して、防犯に配慮した構造及び設備に関する情報の提供及び啓発活動を行うものとする。

- 2 町は、公共施設の整備及び管理に当たっては、防犯に配慮した構造及び設備とするよう努めるものとする。
- 3 事業者であって施設を設置し、所有し、又は管理するものは、防犯に配慮した構造及び設備とするよう努めるものとする。

(防犯活動の推進)

第14条 町民、自治会等及び事業者は、地域の安全を守るため、協働して防犯活動に取り組むよう努めるものとする。

- 2 町は、防犯活動が継続的かつ効果的に行われるよう、当該活動者に対し、地域の安全に関する情報の提供、防犯活動に関する助言その他必要な支援を行うものとする。

第3章 交通の安全

(交通安全意識の向上)

第15条 町民及び事業者は、自ら交通安全に関する意識を高め、交通事故を防止するよう努めるものとする。

- 2 町は、交通安全に関する意識を高めるため、警察その他の関係機関等と連携して情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町は、交通安全知識の向上を図るため、年齢、地域等の実情に応じた交通安全教育を関係者等と連携し、及び協力して行うものとする。

(交通安全に徹したまちづくり)

第16条 町は、交通の安全を確保するため、交通安全施設の整備等により安全な交通環境を確保するよう努めるものとする。

- 2 道路を設置し、又は管理する者は、交通事故を防止するため、道路環境の整備に努めるものとする。
- 3 商業施設及び宿泊施設を設置し、所有し、又は管理する者は、交通の安全に配慮した施設とするよう努めるものとする。

(交通安全活動の推進)

第17条 町民、自治会等、事業者及び関係機関は、地域の交通安全を守るため、協力して交通安全活動に取り組むよう努めるものとする。

2 町は、交通安全活動が継続的かつ効果的に行われるよう、当該活動者に対し、地域の交通安全に関する情報の提供、交通安全活動に関する助言その他必要な支援を行うものとする。

(交通死亡事故等の措置)

第18条 町は、交通死亡事故が発生したとき又は交通死亡事故の発生が懸念されるときは、関係者等と現地調査を実施する等総合的な事故防止策を検討し、実施するものとする。

2 町長は、前項の規定による交通死亡事故の発生に対し、総合的判断に基づいて「箕輪町交通死亡事故非常事態宣言」を発令することができる。

(地域公共交通の安全)

第19条 町は、地域公共交通の実施に当たっては、利用者の安全安心を最優先に考え、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

第4章 防災

(防災意識の向上)

第20条 町民及び事業者は、「自らの命は自らが守る」との認識の下、災害の被害に遭わないために、自らの防災意識を高めるよう努めるものとする。

2 町は、防災力の高い安全安心なまちづくりを推進するため、関係機関等と連携して情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、防災知識の向上を図るため、年代や地域等の実情に応じた防災教育を関係者等と連携し、及び協力して行うものとする。

(防災力の高いまちづくり)

第21条 町は、住宅を建築する町民及び事業者に対して、防災及び減災に配慮した構造及び設備に関する情報の提供及び啓発活動を行うものとする。

2 町は、関係機関と連携して、災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐことが適切に行われるよう、防災に関する施設及び設備について、計画的な整備を図るものとする。

3 町民及び事業者は、所有し、又は管理する建築物、工作物又は家財について、あらかじめ、災害による倒壊等を防ぐ措置を講ずるよう努めるものとする。

4 町民、区及び事業者は、災害に備えて必要最低限の応急用の食料及び生活必需品について備蓄するよう努めるものとする。

(防災活動の推進)

第22条 町民、自治会等、事業者及び関係機関は、災害から生命、身体、財産及び地域を守るため、協働して防災及び減災に関する活動に取り組むよう努めるものとする。

2 町は、防災及び減災に関する活動が継続的かつ効果的に行われるよう、当該活動者に対し、地域の防災に関する情報の提供、防災及び減災に関する活動に対する助言その他必要な支援を行うものとする。

(地域防災計画)

第23条 町は、災害に強い安全安心なまちづくりを実現するために、箕輪町地域防災計画に基づき、総合的、計画的及び効率的な防災及び減災に関する対策を推進するよう努めるものとする。

第5章 こどもの安全

(こどもの安全意識の向上)

第24条 町民及び事業者は、こども特有の危険や危機が存在することを認識し、こどもが安全で安心して生活できるよう努めなければならない。

2 町は、こどもの安全安心を推進するため、関係機関等と連携して情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(こどもの安全に配慮したまちづくり)

第25条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（以下「学校等」という。）を設置し、又は管理する者は、学校等におけるこどもの安全安心を確保するよう努めるものとする。

2 こどもが通学、通園又は日常生活において利用する道路、公園等（以下「通学路等」という。）を設置し、又は管理する者は、こどもの安全安心を確保するため、通学路等の環境の整備に努めるものとする。

(こどもの安全活動の推進)

第26条 町民、自治会等及び事業者は、協働して安全安心なまちづくり活動に取り組み、こどもが犯罪、事故及び災害の被害に遭うことがないよう努めるものとする。

2 町は、こどもの安全安心を確保するための活動が継続的かつ効果的に行われるよう、当該活動者に対し、情報の提供、活動に関する助言その他必要な支援を行うものとする。

(こどもに対する安全安心教育)

第27条 町は、こどもが犯罪、事故及び災害の被害に遭うことがないよう、こどもに対して、安全安心に関する教育を実施するものとする。

第6章 高齢者の安全

(高齢者の安全意識の向上)

第28条 町民及び事業者は、高齢者特有の危険や危機が存在することを認識し、高齢者が安全で安心して生活できるよう努めなければならない。

2 町は、高齢者の安全安心を推進するため、関係機関等と連携して情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者の安全に配慮したまちづくり)

第29条 町は、住宅を建築又は改修する町民及び事業者に対して、高齢者の安全安心に配慮した構造及び設備に関する情報の提供及び啓発活動を行うものとする。

2 町は、公共施設の整備及び管理に当たっては、高齢者の安全安心に配慮した構造及び設備とするよう努めるものとする。

(高齢者の安全活動の推進)

第30条 町民、自治会等及び事業者は、協働して安全安心なまちづくり活動に取り組み、高齢者が犯罪、事故及び災害の被害に遭うことがないよう努めるものとする。

2 町は、高齢者の安全安心を確保するための活動が継続的かつ効果的に行われるよう、当該活動者に対し、情報の提供、活動に関する助言その他必要な支援を行うものとする。

(高齢者に対する安全安心の啓発)

第31条 町は、高齢者が犯罪、事故及び災害の被害に遭うことがないよう、高齢者に対して、安全安心に関する啓発を実施するものとする。

第7章 委任

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(箕輪町安全なまちづくり条例の廃止)
- 2 箕輪町安全なまちづくり条例（平成16年箕輪町条例第27号）は、廃止する。
(箕輪町交通安全条例の廃止)
- 3 箕輪町交通安全条例（平成10年箕輪町条例第22号）は、廃止する。
(箕輪町セーフコミュニティ推進協議会条例の廃止)
- 4 箕輪町セーフコミュニティ推進協議会条例（平成26年箕輪町条例第2号）は、廃止する。

令和7年箕輪町規則第6号

箕輪町安全安心なまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、箕輪町安全安心なまちづくり条例（令和7年箕輪町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(計画期間)

第3条 条例第9条に規定する箕輪町安全安心なまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）の計画期間は、5年を基本とする。ただし、条例第10条に定める箕輪町安全安心なまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）に諮り承認を得た場合は、この限りでない。

(計画へのデータ活用)

第4条 条例第9条に規定する推進計画の策定、見直し及び評価に当たっては、データを正確に収集し、分析を行い、適切な評価に資するものとする。

(計画等の公表)

第5条 条例第9条第1項に規定する公表は、推進計画を策定し、見直し、及び評価した後、速やかに、箕輪町ホームページにて行うものとする。

(組織)

第6条 条例第10条に規定する推進協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 安全安心のための活動を行う団体の代表者又は構成員
- (2) 安全安心の確保に関し識見を有する者
- (3) 保健、福祉、医療及び教育関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認めるもの

(任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第8条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから町長が指名する。

4 会長は、会議を総理し、推進協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 推進協議会は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第10条 推進協議会審議に資するため、必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会の設置数及び部会員の人数等は、推進協議会において定める。

(庶務)

第11条 推進協議会の庶務は、くらしの安全安心課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(箕輪町セーフコミュニティに関する委員会設置規則の廃止)

2 箕輪町セーフコミュニティに関する委員会設置規則（平成26年箕輪町規則第15号）は、廃止する。